



発行:令和8年7月 草津市消費生活センター
住所:草津市草津3丁目13-30
電話:077-561-2353
相談受付:平日9:00~16:30
消費者ホットライン「188」(いやや)

消費生活センターつうしん

『消費生活センターつうしん』では、草津市の消費者行政の現況や知っておきたい消費生活の豆知識などを情報発信しています。

令和7年度の草津市消費生活センター相談状況

消費生活相談件数

年度	年間件数	相談方法
令和6年度	1,069件	電話832件 来所235件 その他2件
令和7年度	1,217件	電話966件 来所250件 その他1件

年代別相談件数

	18歳未満	18歳	19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上	不明
令和6年度	10件	6件	8件	106件	88件	130件	176件	159件	195件	129件	62件
令和7年度	12件	7件	12件	143件	115件	159件	161件	153件	213件	165件	77件

昨年度よりも相談件数が増えています。年代別に相談件数を見てみると、割合としては70歳代以上の高齢者からの相談が多くありました。どの年齢層も、インターネットを介したトラブル相談が多く、ネット通販や情報検索、SNSを通じた交流は便利で楽しいものですが、悪質サイトや特殊詐欺などの危険が潜んでいることも忘れてはいけません。また、トクリュウ（匿名・流動型犯罪グループ）の関与が疑われる被害も懸念されるところです。

★(全ての世代)インターネットを利用したトラブル

- ・SNS 広告からの通信販売、“お試し価格 500 円”という広告見て化粧品を購入したが、定期購入になっていた。（解約できない、返金に応じない、連絡がつかない）
- ・ネット注文したサイトが大手メーカーをかたったニセサイトだった。（支払ったが商品が届かない、違う品物・粗悪品）＊お金を振り込むときは個人名義でないかも注意！
- ・SNS で知り合った人に勧められて投資の取引で支払ったが、儲かったはずの金額が引き出すことができない。（ロマンス詐欺、投資詐欺、副業トラブルなど）

★(こども) 保護者の同意を得ないまま、課金

- ・ゲーム課金、スマホのギガ数アップを同意なしでこどもが行い、保護者に高額なクレジット請求がある。

★(学生・若者) 美容、賃貸物件、自動車・バイクに関すること、副業・セミナーへの勧誘

- ・エステで高額な関連商品を購入させられた、予約取れず辞めたいが解約ができない。
- ・賃貸アパートの退去時に高額な修繕費を請求された。契約の条件、入居後の建物設備の不具合。
- ・中古の自動車やバイクの購入トラブル、ネットで調べたロードサービス業者に依頼して高額な請求をされた。
- ・「簡単な作業で収入」で副業サイト、就活等のセミナーに登録し、ローンで高額な商材を購入させられた。

★(高齢者) 訪問による「点検商法」などによる勧誘

- ・高齢者宅を狙った、床下や屋根、給湯器などの点検を装い、工事をしないと危険などと不安をあおって高額な施工料を契約させる「点検商法」に関する相談。

～草津市消費生活センターでは啓発を行っています～

かしこい消費者になりま Show ! 消費者被害防止キャンペーンを開催しました !



5月の全国消費者月間にあわせ、エイスクエアにおいて、草津市消費者リーダー会をはじめとした関係機関の御協力のもと、悪質商法や詐欺事案などの消費者被害の未然防止を呼びかけました。「クウとかいな」をはじめ、ゆるキャラたちが消費者クイズに挑戦しました。

「消費者被害ゼロのまち」をめざし、市民の皆様が悪質商法や特殊詐欺事犯などに巻き込まれないように、今後も取り組んでまいります。



出前講座をしています !

地域の高齢者サロンや、学校などへ消費者教育のための出前講座を行っています。

実際に消費生活センターに寄せられる相談事例から気をつけていただくことを寸劇や替え歌などを通してお話ししたり、クイズを通して具体的な例について考えていただき、留意点や対処方法などポイントをお話しします。



中学校(ロールプレイング)

まちづくりセンター(クイズ)



草津市消費生活センターでは、学校や地域で、消費者被害防止のための出前講座を実施しています。お気軽にお問い合わせください

ご存じですか？



消費生活相談員のお仕事

キャッシュレス決済やインターネット上での取引の増加など、消費行動が複雑化する中で、消費者トラブルも多様なものになり、広い年代から相談が寄せられています。

消費生活相談員は、全国の地方公共団体の消費生活センター・相談窓口配置され、商品やサービスの売買に関する消費者の相談に乗り、中立・公平な立場で解決や被害の防止に導く仕事をしています。また、地域や学校で出前講座を行ったり、広報紙などを活用して消費トラブルの注意喚起を行うなど、消費者教育・啓発も行っています。

消費生活相談員になるには・・・

消費生活相談員になるには、消費生活相談員資格試験（国家資格）に合格する必要があります。資格試験は、年1回実施されています。

詳しくは（独）国民生活センターホームページをご覧ください。

消費生活相談員資格試験・消費生活専門相談員資格認定制度

<https://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>